

本籍		出生地	現住所	年号	月	日	事	名	
姓	名							旧氏名	年月日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二年一月八日
一四	一四	一三	三	三一	昭和一三年度本学講師ヲ嘱託ス	法学部勤務ヲ命ス	任東京帝国大学助教授	同司法科試験合格	だんどうしげみつ
同	三	同	同	同	昭和一三年度本校講師ヲ嘱託ス	東京文理科大学	東京帝國大學法律學科卒業	藤重光	だんどうしげみつ
同	三一	同	同	同	昭和一四年度本学講師ヲ嘱託ス	東京高等師範学校	裁判所	同	大正二年一月八日
昭和一四年度本学講師ヲ嘱託ス	刑事訴訟法講座担任ヲ命ス	東京文理科大学	東京高等師範学校	文部省	東京帝國大学	東京帝國大学	事	同	大正二年一月八日

履歴書用紙

1丁

裁判所

日本は、高松市立（国民的）が作成し、松島課で扱う。
5月1日付の新規登録から販売。

同	同	昭和一四年度本校講師ヲ嘱託ス	園藤重光
同	同	東京高等師範学校	
同	三一	昭和一五年度本学講師ヲ嘱託ス	
同	三一	昭和一五年度本校講師ヲ嘱託ス	
同	三一	昭和一六年度本学講師ヲ嘱託ス	
同	三一	昭和一六年度本校講師ヲ嘱託ス	
九			
三〇			
刑法第二講座分担ヲ命ス			

履歴書用紙

裁判所

履歴書用紙

裁判所

同 七 三一 東京帝國大学教授に補する

同 九 一 法学部勤務を命ずる

同 九 一 刑事訴訟法講座担任を命ずる
昭和二二年度法学部講師を嘱託する

同 一 刑事学担任

文 部 省

京都帝國大学

同 一〇 一 昭和二二年政令第二〇四号に依り東京帝國大学は東京
大学となる

同 一二 最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を委嘱する

最高裁判所

履歴書用紙									
裁判所									
昭和二三年一〇月一日より一一月三〇日まで法学部講師を委嘱する									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同二五	同二五	同二五	同二五	同二五	昭和二四年一月二十日	昭和二四年一月二十日	昭和二四年一月二十日	昭和二四年一月二十日	昭和二四年一月二十日
五	四	二七	八	八	日本学術會議会員に就任する	司法試験考查委員を命ずる	最高裁判所少年審判規則制定諮詢委員会委員を委嘱する	京都大学	京都大学
一五	一	人事院規則八一の改正により官の級別廃止	刑法第一講座担任を命ずる	司法試験考查委員を免ずる	法務省	法務府	最高裁判所	京都大学	京都大学

4丁

同

四

一

法学部講師

刑事学担任

圓藤重光

昭和二三年六月三〇日まで

5 丁

同	同	履歴書用紙	裁判所	届	東京大学
一二	六	昭和二六	法務府	法務府	法務府
一	三〇	一 二七	裁判会 法部会 委員を命ずる	裁判所	東京大学
司法試験管理委員会司法試験考查委員を免する	司法試験管理委員会司法試験考查委員を命ずる	同	同	同	同
法務府	法務府	同	同	同	同

最高裁判所	藤重光	最高裁判所少年審判規則制定諮詢委員会委員を委嘱する	法務府
同二七	一	二六	
同	一	二七	法制審議会刑事法部会委員を委嘱する
同	一	二七	
同	一	二七	北海道大学法経学部講師を委嘱する
同	六	三〇	北海道大学
同	七	一八	兼職期間昭和二七年七月一三日まで 非常勤講師を委嘱する
同	九	一九	法制審議会刑事法部会委員に併任する
同	一九	二	法務省
昭和二八	四	一	裁判所
同	五	一	東京大学教授（法学部）に配置換する（旧制大学課程
同	一	一	廃止に伴う発令）
同	一	一	あわせて大学院社会科学研究科民刑事法課程担当を命ずる
最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

履歷書用紙

裁 判 所

同三二	同一	同九	同四	同二	同一	同八	同八
一一一	一一一	一一一	一一一	一二一	一二一	一五	三
一四	一〇	法 制 審 議 会 刑 事 法 部 会 委 員 に 併 任 す る	最 高 裁 判 所 刑 事 法 部 会 委 員 に 併 任 す る	最 高 裁 判 所 家庭 規 則 制 定 諮 問 委 員 会 委 員 を 委 嘱 す る	最 高 裁 判 所 刑 事 法 部 会 委 員 に 併 任 す る	法 制 審 議 会 刑 事 法 部 会 委 員 に 併 任 す る	法 務 省
東京大学講師（医学部）に併任する							
最高裁判所	法務省	東京大学	最高裁判所	最高裁判所	法務省	東京大学	法務省

任期は昭和三二一年三月三一日までとする

東京大学

國藤重光

同

九

一〇

法制審議会刑事法部会委員に併任する

法務省

同

一〇

一一

東京大学講師（教養学部）に併任する

東京大学

履歴書用紙

裁判所

同

同

同

東京大学講師（医学部）に併任する

東京大学

同

九

同

任期は昭和三四年三月三一日までとする

法務省

同

一〇

同

法制審議会刑事法部会委員に併任する

東京大学

同

三四

同

連合王国へ出張を命ずる

東京大学

同

一

同

アメリカ合衆国を出張國に追加する

法務省

同

二六

同

出発（連合王国）

届

同	九	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省
同	一一	一八	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を委嘱する	最高裁判所
同	一一	二〇	日本學術會議會員（第五期）當選	
同	三五	一	日本學術會議會員（第五期）就任	
同	二	二	アメリカ合衆國ミシガン大学ロー・スクール客員講師	
			を委嘱される（期間は同年五月まで）	
同	六	六	帰朝	
同	九	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する	
			届	
			法務省	
			ミシガン大学	

履歴書用紙

裁判所

同	九	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省	圓藤重光
同	一〇	二〇	講師（東京大学教養学部）に併任する		
			任期は昭和三七年三月三一日までとする		
同	三	七	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員を委嘱する	最高裁判所	
同	同	同	昭和三七年度非常勤講師（法学部）を委嘱する	立教大学	
同	同	同	大学院生物系研究科社会医学課程授業担当を免じ	東京大学	
			大学院生物系研究科社会医学課程兼担を命ずる		
同	九	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省	
同	一一	一一	東京大学評議員に併任する		
			任期は昭和三九年一一月一〇日までとする		
同	一一	二〇	日本学術會議会員（第六期）当選	文部省	
同	一	二〇	日本学術會議会員（第六期）就任	東京大学	
同	三	三一	大学院生物系研究科社会医学課程兼担を免ずる	東京大学	
同	四	一	東京大学評議員の併任を解除する	文部省	
同	同		東京大学法學部長に併任する		

任期は昭和四〇年三月三一日までとする

同

同 同 同 大学院社会科学研究科民刑事法課程担当を免ずる
同 同 同 昭和三八年度東京大学大学院法学政治学研究科担当を命ずる

同

11.丁

履歴書用紙

裁判所

同 四 二〇 日本刑法学会理事長に選任される

日本刑法学会
法務省

同 七 五 法制審議会刑事法特別部会委員に併任する

昭和三八九一〇 法制審議会刑事法部会委員に併任する

法務省

同 一一一 東京大学法学部附属外国法文献センター長に併任する
任期は昭和四〇年三月三一日までとする

同

同 同 昭和三九年度東京大学大学院法学政治学研究科担当を命ずる

同 一一三〇 日本學術會議會員（第七期）當選

同 一一二〇 日本學術會議會員（第七期任期三年）就任

同 七六 最高裁判所一般規則制定諮詢委員會委員に任命する
最高裁判所同 九一六 ソビエト連邦國へ出張を命ずる
出張期間は昭和四一年九月一七日から昭和四一年一〇同 九一七 月九日までとする
月九日までとする

同 九一七 出發

履歴書用紙

裁判所

昭和四一〇九帰朝

届

同 七五 法制審議会刑事法特別部会委員に併任する
同同 九一〇 法制審議会刑事法部会委員に併任する
同同 一〇一九 講師（東京大學教養學部）に併任する
任期は昭和四三年三月三一日までとする

同 一三〇 法制審議会委員に併任する

法務大臣

15 丁

ひ社会哲学に関する世界会議に出席するため約十四日間の予定でアメリカ合衆国へ出張を命ずる

國朝重光

履歴書用紙						裁 判 所	最 高 裁 判 所
同 五 一	七	一 六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	昭和五十年九月 四日 出発	同	日本刑法学会	社会哲学に関する世界会議に出席するため約十四日間の予定でアメリカ合衆国へ出張を命ずる
同 五 二	九	八	最高裁判所判例委員会委員を命ずる	同	同	日本刑法学会	最高裁判所
同 五 三	七	一 九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	同	日本刑法学会	最高裁判所	昭和五十年八月二十日 出発
同 五 四	四	三	バンダ・デ・セグンダ・クラセ・セ・ラ・オルデン・デル・アギラ・アステカ勲章	同	メキシコ合衆国	最高裁判所	同
同 同	二五	昭和五十四年八月二十七日から同年九月一日までスイス連邦バーゼル市において開催される法哲学及び社会	同	日本刑法学会	日本刑法学会	最高裁判所	同
同		哲学に関する第九回世界会議及び同年九月十六日から同月二十一日までスペイン国マドリッド市において開催される法による世界平和センター主催の第九回世界	同	日本刑法学会	日本刑法学会	最高裁判所	同
昭和五五	四	昭和五十四年十月三日帰着	最高裁判所	日本刑法学会	日本刑法学会	最高裁判所	同
昭和五五	二	皇室會議議員に選出される	同	日本刑法学会	日本刑法学会	最高裁判所	同
同 五 六	一九	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	同	日本刑法学会	日本刑法学会	最高裁判所	同
同 五 六	一一	日本学士院会員に選定される	同	日本刑法学会	日本刑法学会	最高裁判所	同